2025年大阪・関西万博開催1年前イベント企画・運営業務業務仕様書

1 業務名称

2025年大阪・関西万博開催1年前イベント企画・運営業務

2 業務目的

2025年の大阪・関西万博(以下「万博」という)開催の1年前を目途とした令和6年4月下旬に機運醸成イベントを実施する予定である。

本業務の目的は、上記イベントの運営遂行を通して若者を中心とした県民への万博の機運醸成及び奈良県の魅力発信を図ることである。

3 契約期間

契約締結日から令和6年5月31日まで

4 委託上限額

5,995,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

5 業務概要

- (1) イベントの企画提案、計画策定、会場内におけるレイアウト等調整、出演者との調整、イベント運営に必要な人材の手配・業務指示及びイベント当日の運営
- (2) イベント開催に係る広報活動の企画及び実施

なお、イベントの開催日時及び場所の想定は次のとおりとする。

日時:令和6年4月20日(土) 午後から2時間程度

場所:なら100年会館 中ホール(「午前・午後」区分で使用)

6 委託業務内容

(1) イベントの企画提案、計画策定、司会台本作成、打合せ 委託者の意見等を踏まえ、若者をターゲットとしたイベントの企画提 案、計画策定、司会台本作成及び打合せを行うこと。

※奈良県 Vtuber の動画をイベント内で流すことを必須とする。(動画は、令和6年4月1日以降に委託者より提供予定)

※ミャクミャクのリアルタイム出演を必須とする。

(2) イベント会場のレイアウト等調整

委託者の意見等を踏まえ、イベント会場のレイアウトや会場運営計画等 を策定及び適宜修正を行うこと。なお、会場予約、会場使用料の支払い は受託者が行うこと。

- ※多数の来場者が見込まれる場合は、スムーズな誘導及び雑踏事故が起こらないような導線等を策定すること。
- ※会場内には県内団体の出展ブースを設置できるスペースを確保し、ブース出展に必要な一式を貸し出すことができる仕様とすること。ブース出展数は2ブース以上を予定している。
- ※会場は万博の"ワクワク感"を演出するなど、参加者の機運を高める デザインとすること。
- ※必要に応じて展示設計のパース、図面等を随時提出すること。

(3) 出演者との調整

出演者の実施に係る一切の調整業務を行うこと(事前打合せ、出演料の 調整、出演料の支払い、会場誘導等)。なお、登壇者の選定については委 託者と相談の上、決定すること。

着ぐるみの予約調整は委託者が行うが、着ぐるみの運搬・アクターは受 託者で手配すること。

- (4) イベント運営に必要な人材の手配・業務指示 会場運営計画に基づき運営に必要な人材(アルバイトを含む)の手配並 びに業務指示を行うこと。
- (5) イベントに関する広報

多くの方に到達する効果的な事前告知手法(テレビ、ラジオ、雑誌、SNS等)を活用し、ターゲット層に届く周知及び宣伝を行うこと。一般観覧者が定員に満たないと予想される場合は委託者と協議の上、再周知を行うなど、対策を行うこと。

(6) イベント参加者の管理

参加者の座席指定、開催通知及び参加者が抽選となる場合はメールによる当選通知を発送すること。来場者の抽選は受託者で行い、抽選方法については、委託者と協議のうえ決定すること。

(7) イベント放映用映像データの作成

奈良県内にある万博に関連するコンテンツや万博への取組に対し取材を 行い、万博に向けたストーリーを感じられる内容に編集し、イベントで 放映すること。

動画作成に係る企画、シナリオ作成、撮影、音声収録、ナレーション、 字幕、BGM、編集、著作権及び肖像権の許諾に関する事務、制作物の納品 等動画制作に係る一切の業務を行うこととし、動画の仕様等について は、以下のとおりとする。

形式: MP4 データ、DVD ディスク

時間:5~6分程度

本数:1~2本

画質:フルハイビジョン

アスペクト比:16:9

字幕:無音で放映した際に、内容が伝わるものとすること。

完成までの過程において、本県等の確認を受け、作成を進めること。また、動画の形式や画質、アスペクト比のほか、画像解像度やフレームレート、回線速度については、YouTube に掲載した際に、快適に視聴できる規格とすること。

(8) イベント当日の運営

会場装飾・設営・撤収、受付、当日の来場者管理、イベント進行管理、 会場内運営(音響・照明・映像・撮影等)、警備及び各ブースの運営サポ ート等を行うこと。

- ① 会場装飾・設営・撤収
 - (ア) 舞台上に吊看板を設置すること。
 - (イ) 受付所設置の調達及び設営をすること。
 - (ウ)上記に必要な備品の調達及び撤去を行うこと。なお、受託者が用意する備品について、会場施設保有物や他施設借用物品との判別が可能な状態にすること。また、その取扱いについては適切に行い、破損又は汚損した場合は、受託者の責任により原状回復すること。
 - (エ) 必要な音響、照明、映像関係機材の調達及び運営を行うこと。
 - (オ)会場設営及び撤去にあたっては、安全性に十分配慮するとともに、作業従事者及び第三者に危害が及ばないよう、安全対策に必要な措置を講じること。また、既存施設を破損又は汚損しないよう十分留意することとし、破損又は汚損した場合は、受託者の責任により原状回復すること。

② 実施運営

- (ア) イベントの進行管理を行うこと。なお、イベントに係るシナリオ は委託者と相談の上、作成すること。
- (イ) 運営上の安全確保を図り、来場者の管理及びスムーズな受付、誘導を実施すること。
- (ウ) 不測の事態に対処するため必要な保険に加入すること。
- (エ)様々な事情により、急遽イベントが中止となった場合、広告媒体

(テレビ、ラジオ、SNS 等) にて早急に情報を掲載すること。

- (オ) 当日の病人、負傷者等に対応するため、必要な資材・人員を配置 すること。
- (カ)会場設営から撤去までの期間に発生したゴミ処理及び清掃を法令 に基づき適切に行うこと。
- ③ スタッフの配置
 - (ア) 舞台監督等の責任者、登壇者との調整スタッフ、舞台運営等に係る必要人員を配置することとし、円滑な運営のため委託者と連絡調整に必要な機材(インカム等)を用意すること。なお、配置場所、役割分担等の調整を委託者と十分協議のうえ、決定すること。
 - (イ) スタッフ証の用意・着用をすること。
- ④ イベント記録用映像データの作成

当日のイベント内容を後日Youtube等で放映できるようにダイジェスト版として編集し、映像データとして記録・保存しておくこと。 撮影を行うために必要な機材及び人材を当日準備・配置すること。 動画作成に係る企画、シナリオ作成、撮影、音声収録、ナレーション、字幕、BGM、編集、著作権及び肖像権の許諾に関する事務、制作物の納品等動画制作に係る一切の業務を行うこととし、動画の仕様等については、以下のとおりとする。

形式:MP4データ、DVDディスク

時間:2~3分程度

本数:1本

画質:フルハイビジョン アスペクト比: 16:9

字幕:無音で放映した際に、内容が伝わるものとすること。 完成までの過程において、本県等の確認を受け、作成を進めること。 また、動画の形式や画質、アスペクト比のほか、画像解像度やフレー ムレート、回線速度については、Youtubeに掲載した際に、快適に視聴 できる規格とすること。

⑤ 警備

会場内における来場者の安全を最優先に、企画の運営に支障のない警備 計画の作成・実施を提案、実施すること。

⑥ 県内団体のブース出展にかかる運営サポート ブースの設営・撤去を行い、スムーズな運営を行えるよう事前に出展企業と調整を行うこと。

<イベント概要案>

日時:令和6年4月20日(土)午後から2時間程度

場所:なら100年会館 中ホール (「午前・午後」区分で使用想定)

来場者(想定):400名

内容:登壇や動画での奈良県内の共創チャレンジの紹介、奈良県立榛生昇陽高等学校に ある EXPO'70 ピアノの紹介(河合楽器製作所)等

登壇者: 奈良県に縁ある芸能人 (1人~4人)、共創チャレンジ参加者、県内学生 等 ※当日はイベント放映用映像データの放映、登壇者のトークセッション、奈良県 Vtuber の紹介 等 (1時間半~2時間程度) を実施予定。

7 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び県との連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

8 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、主要な部分を除いて業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2)(1)により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方(相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先)、再委託する業務の内容、再委託を行う理由、再委託の相手方を選定した理由、再委託契約(予定)金額、その他必要と認められる事項について記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

9 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終 了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報

取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

10 著作権等

- (1) 本事業により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)は、委託者に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

11 成果品、提出期限及び納品場所

- (1) 成果品
 - ①イベント放映用映像データ(MP4 データ、DVD) 1枚
 - ②イベント記録用映像データ(MP4 データ、DVD) 1枚
- (2) 提出期限
 - ①イベント開催前日まで
 - ②令和6年5月31日
- (3)納入先

奈良県総務部知事公室万博推進室

12 業務完了報告書等の提出

- (1) 委託業務完了後、「業務完了報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (2) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について 調査し又は報告を求めることができる。

13 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、奈良県会計規則、個人情報の保護に関する

法律、その他関係法令等を順守すること。

- (2) 本業務の実施に当たっては、県と十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都 度、県と受託者との間で協議のうえ決定すること。
- (5) 別紙1「個人情報取扱特記事項」、別紙2「公契約条例に関する遵守事項」及び別紙3「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。

以上

(別紙1) 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たって は、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければ ならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。 この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

- 第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報 を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。 (漏えい、滅失及びき損の防止)
- 第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (従事者の監督)
- 第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。 (複写又は複製の禁止)
- 第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。 (再委託の禁止)
- 第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者 にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

- 第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (損害賠償等)
- 第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は 第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに 帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。
- 2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(別紙2) 公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法 第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者について は、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第 11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。
 - **イ** 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続 被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による 届出を行うこと。
 - **オ** 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者 が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項 を周知し、遵守するよう指導すること。

(別紙3)情報セキュリティに係る特記事項

委託業務の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシー (「奈良県情報セキュリティ基本方針」及び「奈良県情報セキュリティ対策基準」) を遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(情報へのアクセス範囲等)

第1 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること (どの情報をどこに 保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第2 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第3 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者 に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

- 第4 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること
- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第5 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

- 第6 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとと もに、不正アクセスがないか監視すること
 - 2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウエアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第7 奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出さないこと

(契約満了時のデータ消去)

第8 契約満了後、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(サービスの設定)

第9 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること